

関係各位

地域 WiMAX 推進協議会事務局

「地域 WiMAX 推進協議会」参加のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成 20 年 10 月 16 日（木）に設立総会が開催され、「地域 WiMAX 推進協議会」が発足いたしました。

本協議会におきましては、地域 WiMAX の円滑な普及のために必要となる技術的事項の検討や、関係機関間の連携、普及啓発活動等を通じ、地域 WiMAX の健全な発達に貢献することを目指しています。地域 WiMAX にご関心のある多くの方々にご参加頂いて、地域 WiMAX の総合的な普及推進を図っていききたいと考えております。

つきましては、「地域 WiMAX 推進協議会設立趣意書」及び「地域 WiMAX 推進協議会規約」をご参照の上、地域 WiMAX 推進協議会入会申込書」により、ご連絡下さいますようお願い申し上げます。
敬具

【添付資料】

- ・ 資料 1 地域 WiMAX 推進協議会設立趣旨
- ・ 資料 2 地域 WiMAX 推進協議会規約
- ・ 資料 3 地域 WiMAX 推進協議会体制
- ・ 資料 4 地域 WiMAX 推進協議会会員名簿（設立総会時点）
- ・ 資料 5 地域 WiMAX 推進協議会入会申込書

連絡先：地域 WiMAX 推進協議会事務局

（社団法人電波産業会内）

前田、宮部

Tel：03-5510-8595

Fax：03-3592-1103

E-mail：chiiki-wimax@arib.or.jp

地域 WiMAX 推進協議会 設立趣旨

ブロードバンドは社会経済活動を支える重要な社会インフラであり、地域においても、定住促進、企業誘致等の地域の活性化、防災、介護支援等の福祉、医療体制の確保等の地域の安全・安心を実現するために必要不可欠なものとなっています。特に無線によるブロードバンドシステムは、地域の特性やニーズに応じてネットワークを柔軟かつ効率的に構築できることから、地域において、今後、ますます利活用が進むことが期待されており、新しい技術の開発も進展しています。

地域 WiMAX は、このような無線によるブロードバンドを実現する、地域密着型のシステムとして、本年制度化され、一部地域においてまもなくサービスが始まろうとしています。こうした中で、地域におけるデジタル・ディバイドの解消、地域の公共サービスの向上等、地域の公共の福祉の増進に資する地域 WiMAX の普及促進を図るとともに技術的諸課題について検討を行い、地域 WiMAX の健全な発展を推進するため、この度、「地域 WiMAX 推進協議会」を設立することといたしました。

本協議会の活動が、地域 WiMAX による地域における課題解決、地域のポテンシャルの発揮に貢献していきたいと考えております。

皆様には、本推進協議会の活動の意義をご理解いただき、ご支援とご協力をお願い申し上げます。

平成 20 年 10 月 16 日
会長 土居範久

地域 WiMAX 推進協議会規約

第 1 章 総則

(名 称)

第 1 条 本会は、地域 WiMAX 推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 地域 WiMAX に関係する事業者、メーカー、地方公共団体等が広く参集し、デジタル・デバイドの解消、地域の公共サービスの向上等、地域の公共の福祉の増進を図るため、地域 WiMAX の普及促進を図るとともに、技術的諸課題について検討を行い、地域 WiMAX の健全な発展を推進することを目的とする。

(活動内容)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達するため、地域 WiMAX に関する次の活動を行う。

- (1) デジタル・デバイドの解消等普及の促進
- (2) 地域 WiMAX の円滑な事業化のための技術的事項の検討
- (3) 情報の収集、交換及び提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な活動

第 2 章 会員

(会 員)

第 4 条 協議会の会員は、第 2 条の目的に賛同し、入会の承認を受けた法人、団体及び学識経験者等の個人とする。

(入 会)

第 5 条 協議会への参加を希望する者は、入会申込書を提出した後、幹事会の承認を受けなければならない。

(退会及び除名)

第 6 条 協議会からの退会を希望する者は、書面をもってその旨を届け出なければならない。

- 2 会員が本会の規約に違反した場合又は活動趣旨に反し会員にふさわしくない行為があった場合は、幹事会の議決により当該会員を除名することができる。ただし、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第 3 章 役員等

(役 員)

第 7 条

- (1) 協議会に、役員として会長 1 名、副会長 1 名を置く。
- (2) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長不在時において、その職務を代行する。
- (4) 役員は、総会において会員の中から選任する。
- (5) 役員の任期は、選任された総会の次の定期総会までとする。ただし、再任を妨げない。
- (6) 役員は、辞任または任期満了の場合においても、後任が選出されるまでは、その職務を行わなければならない。

(顧 問)

第 8 条

- (1) 協議会は、顧問を置くことができる。
- (2) 顧問は、会長が委嘱する。

第 4 章 総会、幹事会等

(総 会)

第 9 条

- (1) 総会は、会員をもって構成する。
- (2) 総会は、定期総会を年一回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。
- (3) 総会は、必要に応じて、書面または電子メールによる開催とすることができる。
- (4) 総会は、委任状による出席も含めて、総会員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。
- (5) 総会に出席できない会員は、総会の議長または他の出席会員にその権限を委任することができる。この場合、当該会員は、総会に出席したものとみなす。
- (6) 総会の議長は、会長が務める。
- (7) 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (8) 総会は、協議会の設立及び解散を議決するほか、次の事項を議決する。

本規約の改正

その他協議会の運営に関して重要な事項

(幹事会)

第 10 条

- (1) 協議会に、幹事会を置く。
- (2) 幹事会は、幹事をもって構成する。
- (3) 幹事は、会長が会員の中から指名し、総会の承認を受けるものとする。
- (4) 幹事会の幹事長は、会長が幹事の中から指名する。
- (5) 幹事会は、幹事長が必要と認めたときに開催する。
- (6) 幹事会は、必要に応じて、書面または電子メールによる開催とすることができる。
- (7) 幹事会は、協議会への入会申し込みを承認するほか、協議会の運営に関して重要な事項について総会に提案し、また会長が必要と認めた事項について決定する。
- (8) 第 7 条 (5) 及び同条 (6) の規定は、幹事に準用する。

（部 会）

第 1 1 条 協議会の運営上必要があるときは、幹事会の議決により、部会の設置及び部会長の選任を行うことができる。

（事務局）

第 1 2 条

- （ 1 ） 協議会の会務を処理するために事務局を置く。
- （ 2 ） 協議会の事務局は、社団法人電波産業会に置く。

（経 費）

第 1 3 条

- （ 1 ） 会員は、原則、年会費の納入を要しない。
- （ 2 ） 協議会の第 3 条に定める活動に当たって、実験・シンポジウムの開催等、特別な予算の措置を必要とする活動を実施しようとする場合には、必要に応じて、当該活動に必要な実費を賛同が得られた会員から徴収することができる。
- （ 3 ） （ 2 ）の徴収は、幹事会の議決によるものとする。

第 5 章 雑則

第 1 4 条 この規約に定めるもののほか本会の運営上必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

- （ 1 ） この規約は、平成 2 0 年 1 0 月 1 6 日から施行する。
- （ 2 ） 設立総会に出席し、本規約を承認した者は、本会の会員になったものとする。
- （ 3 ） （ 2 ）は、設立総会の日以前から入会希望を書面をもって表明していた者に準用する。
- （ 4 ） 設立総会においては、第 1 0 条及び第 1 1 条に基づき幹事会で議決する事項も議決することができる。

地域WiMAX推進協議会の設立について

資料3

【目的】

地域WiMAXに関する事業者、メーカー、地方公共団体等が広く参集し、デジタル・ディバイドの解消、地域の公共サービスの向上等、地域の公共の福祉の増進を図るため、地域WiMAXの普及促進を図るとともに、技術的諸課題について検討を行い、地域WiMAXの健全な発展を推進することを目的とする。

【活動内容・推進体制】

総 会

会長：土居範久（中央大学工学部教授）
副会長：三友仁志（早稲田大学大学院国際情報通信研究科教授）
会員：地域WiMAX事業者（免許人、予備免許を受けた者）、
免許申請予定者、ベンダー、通信事業者、学識経験者、
地方公共団体、関係団体

顧問

安田靖彦
早稲田大学名誉教授

幹事会

幹事長：三友仁志（早稲田大学大学院
国際情報通信研究科教授）
他12名

技術部会

部会長：山辺幸保
（（株）シー・ティー・ワイ
取締役技術部長）

普及促進部会

部会長：伊藤直人
（（株）ハートネットワーク
メディア事業局長）

オブザーバ：総務省

（検討事項例）

- ・ネットワーク接続技術
- ・端末接続技術
- ・干渉回避技術 等

（検討事項例）

- ・地域WiMAXを活用したデジタル・ディバイド
解消方策
- ・普及啓発 等

地域 WiMAX 推進協議会会員名簿

(五十音順 敬称略 145団体・個人)

株式会社アイティービー	株式会社キャッチネットワーク
株式会社秋田ケーブルテレビ	株式会社協和エクシオ
アジレント・テクノロジー株式会社	群馬県桐生市
株式会社アッカ・ネットワークス	銀河ネットワーク株式会社
アルバリオン株式会社	群馬県六合村
アンリツ株式会社	熊本県
伊藤忠ケーブルシステム株式会社	群馬県
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	KDDI株式会社
愛媛県今治市	ケーブルテレビ株式会社
今治シーエーティービー株式会社	株式会社ケーブルテレビ可児
伊万里ケーブルテレビジョン株式会社	ケーブルテレビ無線利活用促進協議会
富山県射水市	株式会社ケーブルネット鈴鹿
入間ケーブルテレビ株式会社	株式会社ケーブルワン
岩田 健二	株式会社ケンウッド
岩手県	有限責任中間法人広帯域無線共通基盤促進協会
インターニックス株式会社	石川県小松市
株式会社ウィルコム	株式会社コミュニチュア
株式会社上田ケーブルビジョン	株式会社コミュニティネットワークセンター
株式会社上野原ブロードバンドコミュニケーションズ	佐賀シティビジョン株式会社
香川県宇多津町	茨城県桜川市
株式会社AIC	サムスン・テレコム・ジャパン株式会社
株式会社エヌ・シー・ティ	山陰ケーブルビジョン株式会社
株式会社NTTPCコミュニケーションズ	株式会社三技協
株式会社愛媛CATV	三省電機株式会社
株式会社えむぼま	三洋電機株式会社
エルシーブイ株式会社	株式会社CAC
尾道ケーブルテレビ株式会社	CTBメディア株式会社
広島県尾道市	株式会社シー・ティー・ワイ
株式会社帯広シティーケーブル	シスコシステムズ合同会社
香川テレビ放送網株式会社	鹿児島県志布志市
鹿児島県	島田理化工業株式会社
笠岡放送株式会社	上越ケーブルビジョン株式会社
鹿児島県加治木町	住友商事株式会社
金沢ケーブルテレビネット株式会社	住友電工ネットワークス株式会社
鹿児島県鹿屋市	セコム株式会社
株式会社唐津ケーブルテレビジョン	財団法人全国地域情報化推進協会
河口湖有線テレビ放送有限会社	秋田県大仙市
川越ケーブルビジョン株式会社	香川県多度津町
株式会社関電工	多摩ケーブルネットワーク株式会社
北上ケーブルテレビ株式会社	玉島テレビ放送株式会社

丹南ケーブルテレビ株式会社
知多メディアネットワーク株式会社
鹿児島県知名町
株式会社中海テレビ放送
財団法人テレコムエンジニアリングセンター
株式会社テレビ小松
株式会社テレビ鳴門
株式会社テレビ松本ケーブルビジョン
電気興業株式会社
NPO法人電子自治体アドバイザークラブ
社団法人電波産業会
土居 範久(中央大学理工学部教授)

東京ケーブルネットワーク株式会社

東北インテリジェント通信株式会社
徳島中央テレビ株式会社
豊島ケーブルネットワーク株式会社
となみ衛星通信テレビ株式会社
株式会社ドリームウェーブ静岡
富山県南砺市

愛媛県新居浜市

日本アンテナ株式会社
社団法人日本ケーブルテレビ連盟
日本テレビ放送網株式会社
日本電気株式会社
日本電業工作株式会社
株式会社日本ネットワークサービス
社団法人日本農村情報システム協会
日本放送協会
日本無線株式会社
株式会社ニューメディア
株式会社ハートネットワーク
パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社
浜松ケーブルテレビ株式会社
ビーム計画設計株式会社
東松山ケーブルテレビ株式会社
株式会社日立国際電気
株式会社ひのき
ひまわりネットワーク株式会社
兵庫県
華為技術日本株式会社

笛吹きらめきテレビ株式会社
福井ケーブルテレビ株式会社
株式会社フジクラ
富士通株式会社
株式会社富士通ゼネラル
富士通ネットワークソリューションズ株式会社
船井電機株式会社
古河電気工業株式会社
株式会社ブロードネットマックス
本庄ケーブルテレビ株式会社
松坂ケーブルテレビ・ステーション株式会社
三菱電機株式会社
三友 仁志(早稲田大学大学院国際情報通信研究科教授)
群馬県みなかみ町
鹿児島県南さつま市
株式会社南東京ケーブルテレビ
矢掛放送株式会社
安田 靖彦(東京大学名誉教授、早稲田大学名誉教授)
山口ケーブルビジョン株式会社
山崎 潤(モトローラ株式会社、WiMAXフォーラム日本オフィス地域WG主任)
UQコミュニケーションズ株式会社
株式会社ユビテック
株式会社ラッキータウンテレビ
ルート株式会社
株式会社嶺南ケーブルネットワーク